持続可能性に配慮した水産物の調達基準　別紙（調達基準４に関する確認方法）チェックリスト

別紙に基づき確認を実施し、その結果について書面に記録するに当たっては、本チェックリストを使用すること。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | | | | チェック | 具体的内容 | FAOの「責任ある漁業のための行動規範」の関連項目 |
| ①：当該水産物の漁獲または生産が次の全てに該当することを確認する。 | | | | | | |
|  | ・FAOの「責任ある漁業のための行動規範」に準拠している。 | | | | | |
|  | | ・漁業をする権利を持つものは水産資源の適切な保存及び管理の実現に主体的に取り組む責務があることを理解している。 | □ |  | 行動規範6.1では、漁獲を行う権利は、水生生物資源の効果的な保存管理を確保するように責任ある方法で漁獲を行う義務と一体であるとされています。  行動規範6.2では、漁業管理は、現在及び将来の世代のために、漁業資源の質や多様性を十分に維持することを促進するものであるべきとされています。  行動規範6.16では、各国は、~~業~~漁業者及び養殖業者が、資源の保存管理について理解することが極めて重要であることを認識し、教育、訓練を通じ、責任ある漁業に対する自覚を促進すべきとされています。 |
| ・漁業を管理する組織（漁協等）や体制（国、都道府県、地域漁業管理機関、研究機関等）が確立されている。 | □ |  | 行動規範6.9では、各国は、資源の保存上の要求を含む漁業のための利益が、沿岸域の多面的利用の中において考慮され、かつ、沿岸域の管理、計画、開発に取り込まれていることを確保すべきとされています。  行動規範6.13では、各国は、国内法や規制の範囲で、意思決定のプロセスが透明性を持っており、緊急的な事項に対するタイムリーな解決を達成すべきとされています。 |
| ・水産物の漁獲は、品質や安全性を維持し、浪費（無駄な廃棄）を削減するほか、環境への影響を最小化する方向で行っている。 | □ |  | 行動規範6.7では、水産物の漁獲、取扱い、加工及び流通は、製品の栄養的価値、品質、安全性を維持し、浪費を削減し、さらに環境への影響を最小化する方向で行われるべきとされています。 |
| ・脆弱な自然環境に対する重大な悪影響を阻止し、必要な場合、保護・回復措置に積極的に参加協力している。 | □ |  | 行動規範6.8では、最重要な全ての生息域は保護され、必要な場合は可能な限り回復されるべきとされています。 |
| ・国内法令などに基づき、当該漁業を営むために必要な免許、許可等を管理当局（国、地方政府）から受け、操業区域、操業期間、漁具・漁法、漁獲量、漁獲物等に係る規制を遵守している。 | | | | | |
|  | | ・当該漁業を営むために必要な免許、許可等を管理当局（国、地方政府）から受けている。 | □ |  | 行動規範6.10では、各国は、国際法に従って、保存管理措置の遵守と取締を確保すべきとされています。  行動規範6.12では、各国は、国際法に従って、漁業管理機関、国際的な合意等を通じて、地域及び世界レベルで保存管理を促進するために協力し、責任ある漁業を確保し、さらに、分布範囲全体での水生生物資源の効果的な保存及び保護を確保すべきとされています。 |
| ・操業区域、操業期間、漁業・漁法、漁獲量、漁獲物等に係る規制を遵守している。 | □ |  |
| ・国際的な管理が行われている漁業にあっては、地域漁業管理機関の定める資源管理措置を遵守している。 | | | □ |  |
| ②：当該天然水産物が次の全てに該当する漁業によって漁獲されていることを確認する。 | | | | | | |
|  | ・科学的な情報を踏まえた資源管理の目標を設定し、それを達成するための措置（漁獲対象とする資源の状況に応じた休漁、体長制限、漁具規制等）を計画的に実施している。 | | | | | |
|  | ・科学的な情報を踏まえた資源管理の目標を設定している。 | | □ |  | 行動規範6.3では、各国は、乱獲及び過剰漁獲能力を防止し、漁獲努力量が、漁業資源の生産力及び持続的利用に見合うものとなることを確保すべきとされています。  行動規範6.4では、漁業の保全管理方策は、伝統的知見及び環境・経済・社会的要因を考慮しながら、最善の科学的証拠に基づき行われるべきとされています。  行動規範6.5では、各国等は、水生生物資源を保護し、水生環境を保持するために、入手し得る最良の科学的証拠を考慮し、広く予防的アプローチを適用すべきとされています。 |
| ・目標を達成するための措置（漁獲対象とする資源の状況に応じた休漁、体長制限、漁具規制等）を計画的に実施している。 | | □ |  |
| ・目標を達成するための措置の実施記録（日時、実施者、実施方法、結果等）が保持されている。 | | □ |  |
| ・非対象種や小型魚等の混獲を減らすための取組を行い、混獲の漁獲記録を保持している。 | | | □ |  | 行動規範6.6では、生物多様性を維持し、資源構造及び水生生態系を保存し、また、魚類の品質を保護するために、環境上安全な漁具及び漁法が開発され、適用されるべきとされています。 |
| ③：当該養殖水産物が次の全てに該当する養殖業によって生産されていることを確認する。 | | | | | | |
|  | ・水質、底質等に養殖漁場環境の改善目標を設定し、それを達成するための措置  （漁場環境のモニタリング、養殖生産に関する記録の保持、餌飼料の適正使用、飼育密度又は活込数量の制限等）を計画的に実施している。 | | | | | 行動規範6.19では、各国は、養殖業を、収入、食料の多様化を促進する手法として検討すべきであり、また、その際、資源が責任をもって利用され、環境、地域社会に対する悪影響が最小のものとなることを確保すべきとされています。 |
|  | ・水質、底質等に養殖漁場環境の改善目標を設定している。 | | □ |  |
| ・目標を達成するための措置（漁場環境のモニタリング、養殖生産に関する記録の保持、餌飼料の適正使用、飼育密度又は活込数量の制限等）を計画的に実施している。 | | □ |  |
| ・目標を達成するための措置の実施記録（日時、実施者、実施方法、結果等）が保持されている。 | | □ |  |
| ・水産用医薬品以外の薬品の使用を禁止し、水産用医薬品については、使用禁止期間等、法令を遵守し適正に使用している。 | | | | |
|  | ・水産用医薬品以外の薬品の使用を禁止している。 | | □ |  |
| ・水産用医薬品については、法令、用法・用量や使用禁止期間等使用基準を遵守し、魚類防疫員等の専門家、都道府県の指導機関等の指導に従い、適正に使用し、使用履歴を記録保管している。 | | □ |  |
| ④：当該水産物の漁獲または生産に当たり、労働安全に関して関係法令等に照らして適切に次の措置が講じられていることを確認する。 | | | | | | |
|  | ・安全作業のための服装や保護具が着用され、作業後は適切に保管されている。 | | | □ |  | 行動規範6.17では、各国は、漁業設備、装置及び漁業活動が、安全、健康、公正な労働及び生活条件を許容するものであり、かつ、国際的に合意された基準に合致することを確保するべきとされています。 |
|  | ・安全作業のための服装や保護具が正しく着用されている。 | | □ |  |
| ・安全作業のための服装や保護具が適切にメンテナンスが行われ保管されている。 | | □ |  |
| ・安全作業のためのマニュアルが策定され、すべての作業員は研修や指導を受けている。 | | □ |  |
| ・表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善が行われている。 | | | □ |  |
| ・化学薬品・燃料、資材（網や漁具など）、設備等は適切に保管または廃棄処理されている。 | | | □ |  |
| ・事故やケガはすべて記録され、発生した場合、原因究明と再発防止のための改善がなされている。 | | | □ |  |
| ⑤：当該水産物の漁獲または生産に当たり、人権に関して関係法令等に照らして適切に次の措置が講じられていることを可能な限り確認する。 | | | | | | |
|  | ・生産者等が、人身取引による作業者等の搾取を禁止している。 | | | □ |  | 行動規範6.17では、各国は、漁業設備、装置及び漁業活動が、安全、健康、公正な労働及び生活条件を許容するものであり、かつ、国際的に合意された基準に合致することを確保するべきとされています。 |
| ・生産者等が、その作業者等が処罰の脅威の下に強要され、かつ、自らの自由意思で申し出たものではない労務を禁止している。 | | | □ |  |
| ・生産者等が、原則１５歳未満の子どもの労働を禁止しており、かつ、危険な機械の使用や、危険有害な物質の取り扱い、長時間労働、夜間労働等を含む危険有害労働への１８歳未満の若年労働者の従事を禁止している。 | | | □ |  |
| ・生産者等が、適用される関係法令に基づき適切な労働管理を行っている、並びに、人種、国籍、性別等の違いによる雇用及び労働条件の面での差別を禁止している。 | | | □ |  |
| （参考）  　（一社）全国漁業就業者確保育成センター「漁業の安全を守る7つのポイント　船の安全点検チェックリスト」 （<https://www.shugyo-ryoushi.com/wp-content/uploads/2021/03/h28textbook2016.pdf>）  　水産庁『漁業者のためのライフジャケットの着用手引（詳細編）』（平成29年）（<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/anzen-63.pdf>） | | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認年月日 |  |
| 確認実施者 |  |